

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 21 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 42 号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

秋田市スポーツ施設条例（平成 16 年秋田市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 貸切使用の項および個人使用の項を次のように改める。

貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1 時間につき	2,350 円	無料（大会、講習会等を使用するときは、1,170 円）
				全面の 3 分の 2		1,570 円	無料（大会、講習会等を使用するときは、780 円）
				全面の 3 分の 1		780 円	無料（大会、講習会等を使用するときは、390 円）
			市民以外	全面		3,300 円	
			の者	全面の 3 分の 2		2,200 円	
			も参加する体育に関する	全面の 3 分の 1		1,100 円	

		する大会、講習会等に使用するとき。			
		その他の催しに使用するとき。	全面		7,060円
			全面の3分の2		4,710円
			全面の3分の1		2,350円
入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。		全面		6,120円
			全面の3分の2		4,080円
			全面の3分の1		2,040円
	その他の催しに使用するとき。		全面		21,210円
全面の3分の2				14,140円	
全面の3分の1				7,070円	
営利を目的とする場合			全面		76,360円
			全面の3分の2		50,910円
			全面の3分の1		25,450円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。		780円	無料（大会、講習会等に使用するとき は、390円）

		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。			1,090円
		その他の催しに使用するとき。			2,350円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。			2,040円
		その他の催しに使用するとき。			7,060円
	営利を目的とする場合				25,450円
多目的ホール	市民が体育に使用する場合		1室 1時間につき	610円	無料（大会、講習会等に使用するときは、300円）
	その他の場合				930円
卓球室	市民が体育に使用する場合			610円	無料（大会、講習会等に使用するときは、300円）
	その他の場合				930円
会議室	大会議室				310円
	小会議室				150円
個人使用	ジョギングコース		1回につき	150円	無料（市民以外の者が使用するときには、70円）

別表第3貸切使用の項を次のように改める。

貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	780円	無料（大会、講習会等に使用するときは、390円）		
				片面（茨島体育館）		390円	無料（大会、講習会等に使用するときは、190円）		
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。			1,090円			
			その他の催しに使用するとき。			2,350円			
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	2,040円					
			その他の催しに使用するとき。	7,060円					
		営利を目的とする場合		25,450円					
		柔道場（茨島体育館）					310円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）	
		剣道場（茨島体育館）					310円	無料（大会、講習会等に使	

		用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 150円)
トレーニング室（茨島体育館）	240円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 120円)
小体育館（雄和体育館）	310円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 150円)
ミーティングルーム（茨島体育 館・河辺体育館・雄和南体育 館）		50円

別表第4中「310円」を「460円」に、「150円」を「230円」に改める。

別表第5中「410円」を「610円」に、「、210円」を「、300円」に改める。

別表第6中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に改める。

別表第7中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に、「260円」を「390円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第8中「620円」を「930円」に、「310円」を「460円」に改める。

別表第9中「210円」を「310円」に、「100円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。